

作業環境測定：評価〔管理濃度の設定〕

環境・健康

作業環境中の有害物の管理方法として、気中濃度を管理する方法（作業環境測定）とばく露濃度を管理する方法（個人ばく露モニタリング）があります。作業環境測定結果は管理濃度により評価し、個人ばく露モニタリング結果は許容濃度により評価しています。

厚生労働省での管理濃度の設定は、許容濃度を管理濃度として設定することを基本方針としています。管理濃度と許容濃度とは、評価の対象が異なりますが、原則的には同じ値です。なお、管理濃度と許容濃度が一致しない物質については、見直し作業が行われています。

管理濃度設定の基本方針

管理濃度は、次の①、②の値を指針として、管理濃度等検討会における専門家による検討を踏まえて設定する。

- ① 日本産業衛生学会が勧告している許容濃度
- ② 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が提言しているばく露限界

設定の際には、原則として、日本産業衛生学会の許容濃度とACGIHのばく露限界が一致している場合には、その値を、また、両者の値が異なっている場合には、いずれか一方の値を管理濃度とする。

ただし、①、②以外の職業ばく露限度であって、設定プロセスが明確であり、かつ、科学的根拠により提案がなされているものが存在し、これを活用することが適当な場合には、①、②に加え、その値も参考として設定することが出来ることとする。

厚生労働省：管理濃度検討会

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)